

## 災害時における資機材のレンタルに関する協定

静岡県（以下「甲」という。）と株式会社ダイワテック（以下「乙」という。）は、災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請等）

第1条 甲は、静岡県内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資機材の供給を必要とするときは、乙に対し資機材の提供を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別紙様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

### （資機材の供給）

第2条 乙は前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に資機材を供給するものとする。

2 乙は、前項の規定により資機材の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により報告するものとする。

### （提供資機材）

第3条 乙が甲に提供する資機材は、別記1に掲げるもののうち、乙が甲から要請を受けた時点で乙が提供可能なものとする。

2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において、災害時に提供可能な資機材の見込み数量を報告するものとする。

### （資機材の運搬及び引渡し）

第4条 甲は、要請した資機材の引渡場所を指定し、乙は、当該引渡場所までの資機材の運搬を行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 前項の規定による資機材の引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。

3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

4 前3項の規定による引渡場所は、南海トラフ地震等大規模災害発生時には、別記2に示す引渡場所に優先的に供給するものとする。

### （車両の通行）

第5条 甲は、乙が資機材を運搬し、及び提供する場合には、当該資機材の運搬に使用する車両に対し、「緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両についての確認に係る標章」の交付手続きを速やかに行うなど可能な範囲で支援するものとする。

### （費用の負担）

第6条 乙が提供した資機材のレンタル料及び運搬等に係る費用は、甲が負担する。

- 2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による決定後に、第1項の費用を甲に請求するものとする。

(連絡体制)

第7条 甲は、資機材の供給を要請する場合には、別記3に示す連絡体制表に基づき連絡するものとする。

(資料及び情報の提供)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策及びその組織体制に関する資料及び情報、その他必要な資料及び情報を適宜相手方に提供するものとする。

(平常時からの相互協力)

第9条 甲及び乙は、災害等が発生した場合に速やかに資機材の供給ができるよう、次に掲げる事項について、平常時から相互に協力するものとする。

- 一 甲が実施する東名高速道路(下り)足柄サービスエリア又は、新東名高速道路(上り)浜松サービスエリアでの静岡県災害対策本部交通誘導係実動訓練の実施
- 二 その他必要と認められる訓練

(協定の効力)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれからも文書による異議の申し出がないときは、更に1年延長するものとし、その後の期間満了についても同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

平成29年3月22日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号  
静岡県知事 川勝平太 印

乙 名古屋市西区大野木三丁目43番地  
株式会社 ダイワテック  
代表取締役社長 岡 忠志 印

